

令和3年飯田市議会第4回定例会議案目次

(11月30日提出分)

議案第124号 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第124号

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 飯田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

（飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正）

第3条 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和37年飯田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

（飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和37年飯田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

（飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第8条 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和4年4月1日から施行する。